

配偶者暴力防止法及び関連する施策に関する意見募集について

平成18年11月22日
内閣府男女共同参画局

1 意見募集の目的

男女共同参画会議に置かれた「女性に対する暴力に関する専門調査会」(以下「専門調査会」という。)では、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(以下「配偶者暴力防止法」という。)の改正法が平成16年12月2日に施行されてから1年余が経過したことから、その施行状況等について調査・審議を行っております。

今後、調査・審議結果をとりまとめるにあたり、国民の皆様から広く意見を募集します。

2 募集する意見及び資料入手方法

配偶者暴力防止法及び関連する施策に関する意見を募集します。専門調査会で議論している課題はご参考までに別添の「配偶者暴力防止法及び関連する施策に関する課題」[PDF]でご覧いただけます。

3 意見募集期間

平成18年11月22日(水)～平成18年12月15日(金)

4 意見提出要領

下記の事項を記入の上、電子メール、郵送、FAXのいずれかの方法で提出して下さい。

(1) 記入事項

住所(都道府県のみでも結構です。)

提出者名(個人の場合は氏名、法人・団体等の場合は名称及び担当者名)

性別

年齢

職業

ご意見

(2) 宛先

内閣府男女共同参画局「配偶者暴力防止法及び関連する施策に関する意見募集」係

電子メールの場合：<http://www.ijnet.or.jp/cao/kyoudou/opinion-dvhou.html> からどうぞ。

郵送の場合：〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1

FAXの場合：03-3592-0408

郵送、FAXの場合は別添の様式「配偶者暴力防止法及び関連する施策に関する意見」をご利用下さい。

5 留意事項

(1) ご意見は、日本語で1,000文字以内を目安として下さい。

(2) 提出されたご意見は、個人を特定する情報を除き、まとめた上で公表する場合がありますのでご承知おき下さい。

(3) ご意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめご了承下さい。

(4) お電話によるご意見はご遠慮下さい。